

令和8年度  
下川町職員採用試験案内  
水道技術職（社会人経験者）



受付期間	令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）
試験日	令和8年4月（予定）
試験会場	下川町役場

下川町HP  
QRコード



## 1 試験区分及び職務内容

### 【下川町職員：水道技術職（社会人経験者）】

- (1) 募集人員 1名
- (2) 受験資格 令和8年5月1日（採用予定日）現在
  - ・年齢が満45歳以下の方
  - ・水道に関する技術上の実務に従事した経験がある方
  - ・普通自動車運転免許を有する方  
（採用予定日まで取得見込可）
- (3) 勤務内容
  - ・下水道事業の運営及び整備計画に関すること
  - ・排水設備の設計、施工、審査に関すること
  - ・簡易水道事業の運営及び整備計画に関すること
  - ・給水装置工事の設計、施工、審査に関すること
  - ・一般行政事務 等

勤務時間 午前8時30分から午後5時15分  
（休憩60分 正午から午後1時00分）

- (4) 勤務場所 下川町役場  
〒098-1206 上川郡下川町幸町63番地

## 2 採用予定日 令和8年5月1日（相談可）

## 3 受験要件

- (1) 日本国籍を有しない方及び地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。
- (2) 採用後、原則として下川町に居住可能な方
- (3) 採用後、すぐに勤務可能な方

## 4 試験方法及び内容

### 【試験方法】

- (1) 開催形式 「対面形式」により開催。

## 【試験内容】

### (1) 職場適応性検査

適性検査「職場適応性テスト DPI」 Web 診断方式

※試験（検査）当日は、町で用意したノートパソコンを使用し、受検者用として用意するID・パスワード等を用いて受検していただきます。

### (2) プレゼンテーション（論文）試験【個別】（発表：15分以内）

テーマ「あなたのこれまでの水道に関する技術上の実務経験の中での能力やスキルが、下川町においてどのように貢献できるか論じてください。」

（課題、具体的な取り組み事項など具体的に記載してください。）

※試験当日は、**事前に提出いただく「論文資料」**を基に、15分以内でプレゼンテーション・発表を行っていただきます。

発表時間が短過ぎる場合や超過した場合は、減点となります。

発表後、試験官による聴き取り等を行います。

※事前に提出いただく「論文資料」は、任意様式可です。

（原稿用紙、ワード、パワーポイント資料等）

※**「論文資料」は、令和8年3月31日（火）までに、次ページの「6・(3)・③提出先」へ、電子メールにて提出願います。**

※提出いただいた論文資料は、「対面形式」のため、町で用意するノートパソコンや大型モニターなどの機器に、当日準備させていただきます。

### (3) 面接試験【個別】

## 5 試験日程等

(1) 日 時 令和8年4月（予定）

(2) 試験会場 下川町役場 2階 会議室（予定）

※時間等詳細は別途ご案内します。

## 6 試験申込受付期間等

### (1) 提出書類

① 職員採用申込兼履歴書

(市販の履歴書不可。記載欄が不足する場合は、別紙添付可)

② 資格取得されている方は、登録証等の写し

③ 最終学歴の卒業証明書(卒業見込書)の写し

④ プレゼンテーション試験用「論文資料」

### (2) 職員採用申込兼履歴書の請求

職員採用申込兼履歴書は、町のホームページからダウンロードしてください。

なお、電話及びメールでの請求も受付いたします。

### (3) 提出方法及び提出先

① 提出書類 上記「6・(1)」のうち、

●①～③：郵送又は持参提出してください。

●④：電子メールにて提出してください。

② 受付期間 **令和8年3月2日(月)～令和8年3月31日(火)**

・提出は、午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日を除く)

・郵送の場合は、**令和8年3月31日(火) 必着**

③ 提出先 〒098-1206 上川郡下川町幸町63番地

下川町役場総務企画課 総務係

Email : s-shomu@town.shimokawa.hokkaido.jp

## 7 合格発表・提出書類

(1) 合格発表は、試験日から15日以内に受験者に郵送により通知します。

(2) 上記通知を受けた後、15日以内に次の書類を郵送又は持参提出してください。(提出先は、上記「6・(3)・③」と同じです。)

① 健康診断書(※町の検査項目が含まれていれば、別様式可)

健康診断書は、町のホームページからダウンロードしてください。

なお、電話及びメールでの請求も受付いたします。

## 8 給与等

(1) 下川町職員の給与に関する条例等に基づきます。

<初任給基準>

- ① 大学卒 232,000円
- ② 短大卒 216,500円
- ③ 高校卒 200,300円

※1 上記のほか、町の条例の定めに従い、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

※2 初任給は、採用前の職歴・経歴等に応じ、一定の基準に基づいて決定するため、個人によって異なることがあります。

※3 これらの給与等は、令和8年3月2日現在の町の条例に基づいていますが、採用前に条例改正等があった場合は、その規定による支給となります。

(2) 下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づきます。

勤務時間：「1 試験区分及び職務内容」・「(3) 勤務内容」参照

休暇：年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、その他

## 9 お問い合わせ先

下川町役場総務企画課 総務係 電話 01655-4-2511 (内線 225)

Email : s-shomu@town.shimokawa.hokkaido.jp